

学生便覧2026(令和8年度)の訂正

訂正内容:以下の条文の差し替え、追加

【差し替え】変更箇所別紙参照

P82 神戸大学学位規程医学系研究科先進生命医科学系専攻医療創成工学領域細則

P83 神戸大学学位規程医学系研究科医療創成工学専攻細則

【追加】

P88 神戸大学医学系研究科研究生規程

P91 医学系研究科において開講する授業科目に係る学生からの成績評価に対する
申し立て手続きについての申合せ

P93 神戸大学における博士論文の公表に関する取扱要項

神戸大学学位規程医学系研究科先進生命医科学系専攻医療創成工学領域細則
新旧対照表

(新)	(旧)
	(趣旨)
第1条 (同右)	第1条 この細則は、神戸大学学位規程(平成16年4月1日制定。以下「規程」という。)第24条に基づき、神戸大学大学院医学系研究科(以下「本研究科」という。)に置く先進生命医科学系専攻医療創成工学領域において規程の施行に必要な事項を定めるものとする。
(修士論文及び特定の課題についての研究の成果の提出)	(修士論文及び特定の課題についての研究の成果の提出)
第2条 規程第7条第1項に規定する修士論文及び特定の課題についての研究の成果(以下「修士論文等」という。)の提出期限は、3月修了予定者にあつては <u>1月</u> の指定された期日までとし、9月修了予定者にあつては <u>7月</u> の指定された期日までとする。	第2条 規程第7条第1項に規定する修士論文及び特定の課題についての研究の成果(以下「修士論文等」という。)の提出期限は、3月修了予定者にあつては <u>2月上旬</u> の指定された期日までとし、9月修了予定者にあつては <u>8月上旬</u> の指定された期日までとする。
2 修士論文等を提出しようとする者は、前項に定める提出期限の <u>2月前</u> までに、指導教員の承認を経て、修士論文等の題目を神戸大学大学院医学系研究科長(以下「研究科長」という。)に届け出なければならない。	2 修士論文等を提出しようとする者は、前項に定める提出期限の <u>3月前</u> までに、指導教員の承認を経て、修士論文等の題目を神戸大学大学院医学系研究科長(以下「研究科長」という。)に届け出なければならない。
第3条～第5条 (略)	第3条～第5条 (略)
附 則(令和8年 月 日) <u>この細則は、令和8年7月 日から施行する。</u>	

神戸大学学位規程医学系研究科医療創成工学専攻細則新旧対照表

(新)	(旧)
第1条 (同右)	(趣旨) 第1条 この細則は、神戸大学学位規程(平成16年4月1日制定。以下「規程」という。)第24条の規定に基づき、神戸大学大学院医学系研究科(以下「本研究科」という。)に置く医療創成工学専攻において規程の施行に必要な事項を定めるものとする。
(在学者の博士論文の提出)	(在学者の博士論文の提出)
第2条 規程第7条第1項の規定により博士論文を提出しようとする者は、次の各号に掲げる書類及び資料等を研究科長に提出するものとする。	第2条 規程第7条第1項の規定により博士論文を提出しようとする者は、次の各号に掲げる書類及び資料等を研究科長に提出するものとする。
(1) 学位論文審査願	(1) 学位論文審査願
(2) 論文目録	(2) 論文目録
(3) 学位論文	(3) 学位論文
(4) 学位論文の内容要旨	(4) 学位論文の内容要旨
(5) 参考論文があるときは当該論文	(5) 参考論文があるときは当該論文
(6) 履歴書	(6) 履歴書
2 博士論文の提出期限は、3月修了予定者にあつては <u>1月</u> の指定された期日までとし、9月修了予定者にあつては <u>7月</u> の指定された期日までとする。	2 博士論文の提出期限は、3月修了予定者にあつては <u>2月上旬</u> の指定された期日までとし、9月修了予定者にあつては <u>8月上旬</u> の指定された期日までとする。
第3条～第8条 (略)	第3条～第8条 (略)
<u>附 則(令和8年 月 日)</u> <u>この細則は、令和8年7月 日から施行する。</u>	